

# 医療等分野における番号制度について

平成27年12月11日



# 医療等分野における番号制度の導入

日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）〈抜粋〉

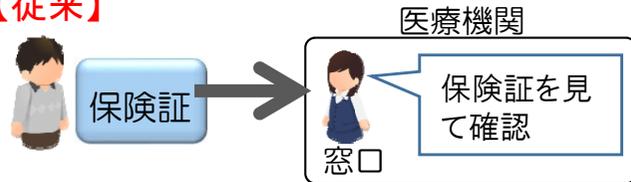
## ○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】
- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報の取扱いルールを検討する。【本年末までに一定の結論を得る】

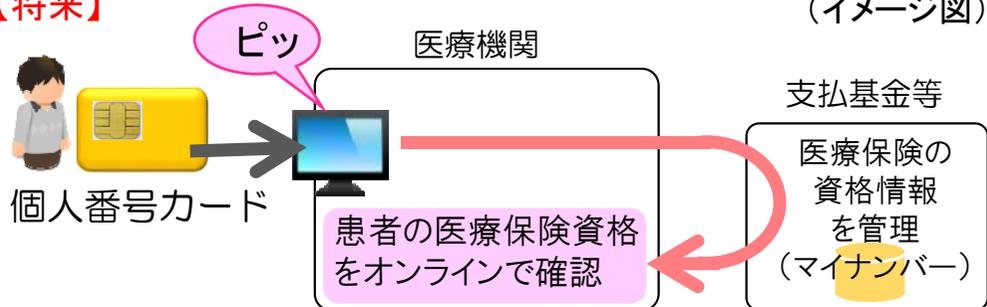
### ① 個人番号カードに健康保険証機能を付与

- 個人番号カードで、医療機関の窓口での医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。（オンライン資格確認）

【従来】



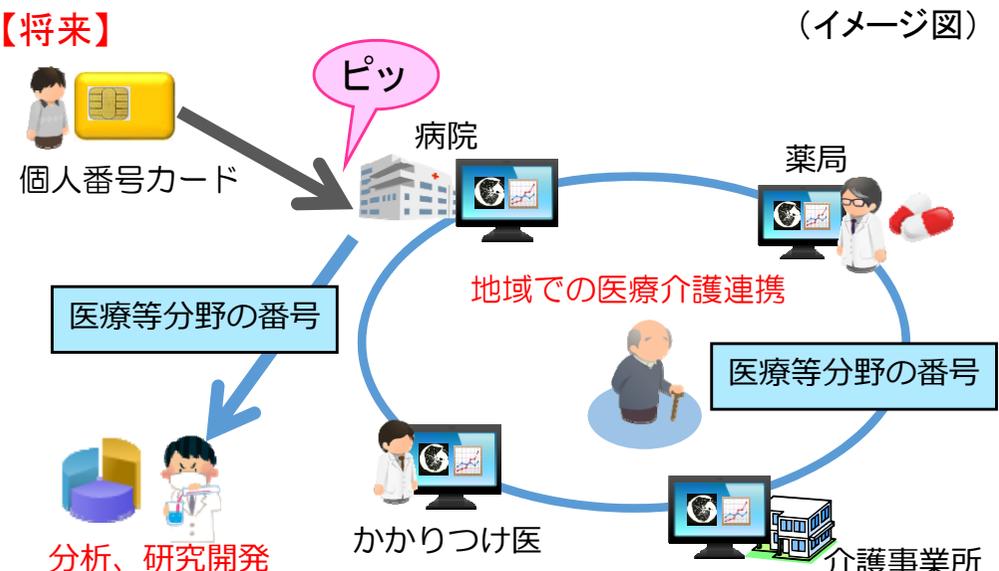
【将来】



### ② 医療連携や研究に利用可能な番号の導入

- 病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号を検討、導入

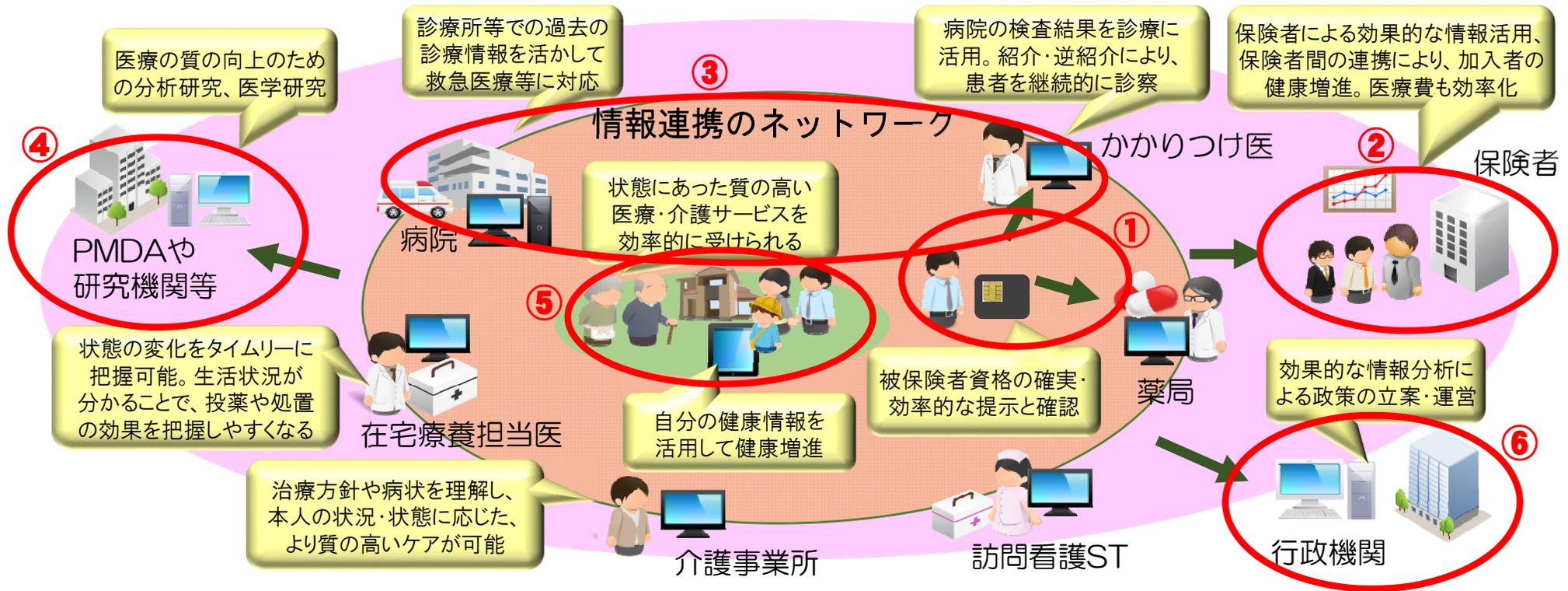
【将来】



※2017年7月から、マイナンバー制度による、医療保険者や自治体間の情報連携が開始される予定。

マイナンバー制度のインフラを活用

# 医療等分野の情報連携の利用場面（ユースケース）



## ① 医療保険のオンライン資格確認

受診時の被保険者資格の提示と確認を、オンラインで确实・効率的に行う。公的医療サービスの公正な利用の確保、請求支払事務の支援・効率化にも資する。

## ② 保険者間の健診データの連携 (資格異動時の健診データの活用等)

保険者が、加入者の健診データを効果的に活用。加入者の健康増進につなげる。質の高い医療資源の有効な活用につながり、医療費も適正化される。

## ③ 医療機関・介護事業者等の連携 (地域レベル、複数地域間での連携)

病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用、患者を継続的に診察。救急医療で、他医療機関での過去の診療情報を確認、適切な救急医療を提供。医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

## ④ 健康・医療の研究分野 (コホート研究、大規模な分析)

レセプトNDB (ナショナルデータベース) の活用。コホート研究 (追跡研究)、大規模な分析研究を推進。その成果を医療の質の向上につなげる。行政はデータ分析の結果を政策の立案・運営に活用

## ⑤ 健康医療分野のポータルサービス (医療健康履歴の確認、予防接種の案内)

国民が自ら健康・医療の履歴や記録を確認できる仕組み (PHR) を整備、健康増進に活用。予防接種等の履歴の確認やプッシュ型の案内が可能になる。

## ⑥ 全国がん登録

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできるだけ正確に把握・調査研究に活用。成果を国民に還元

## 參考資料

# 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

- 医療等分野の情報連携に用いる番号の仕組みについて、具体的な利用場面やマイナンバー制度のインフラの活用の方針等の検討を行う（平成26年5月から開催）。平成26年12月に「中間まとめ」を行い、平成27年12月に具体的な制度設計等について「報告書」をとりまとめた。

- ◎ : 座長    ○ : 座長代理
- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 飯山 幸雄   | 国民健康保険中央会常務理事               |
| 石井 信芳   | 社会保険診療報酬支払基金専務理事            |
| 石川 広己   | 日本医師会常任理事                   |
| 大道 道大   | 日本病院会副会長                    |
| 大山 永昭   | 東京工業大学像情報工学研究所教授            |
| 伊奈川 秀和  | 全国健康保険協会理事                  |
| ◎ 金子 郁容 | 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授【座長】      |
| 小泉 政幸   | 日本歯科医師会常務理事                 |
| 佐藤 慶浩   | 株式会社日本HPチーフ・プライベート・オフィサー    |
| 霜鳥 一彦   | 健康保険組合連合会理事                 |
| 新保 史生   | 慶應義塾大学総合政策学部教授              |
| 田尻 泰典   | 日本薬剤師会常務理事                  |
| 馬袋 秀男   | 『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事 |
| 樋口 範雄   | 東京大学大学院法学政治学研究科教授           |
| 南 砂     | 読売新聞東京本社調査研究本部長             |
| 森田 朗    | 国立社会保障・人口問題研究所長             |
| 山口 育子   | NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長   |
| ○ 山本 隆一 | 東京大学大学院医学系研究科特任准教授          |

# 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書（概要）

## 1. 医療等分野の個人情報の特性、情報連携の意義

- 医療等分野の個人情報は、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。個人情報の取得・利用に当たっては、本人の同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されることのないよう、個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 一方、医療等分野の個人情報の適切な活用は、患者へのより安全で質の高い医療・介護の提供に不可欠である。日常の健康管理や災害時の対応などでも、国民自らが診療・服薬の履歴を把握するニーズも大きい。医療の高度化には医学研究の発展が不可欠だが、個人の医療データの蓄積を活用することで、医学研究の発展や医療の高度化など社会全体の利益にもつながる。

## 2. 医療保険のオンライン資格確認の導入

- 正しい被保険者資格の提示を確保し、資格確認を確実に行うことは、資格喪失等によるレセプトの返戻事務をなくすとともに、適切な診療報酬の支払いにより医療サービスの基盤を維持し、公的保険制度の公正な利用の確保のために必要なものである。
- オンライン資格確認は、ICカードの二重投資を避け、広く社会で利用される情報インフラを安全かつ効率的に活用する観点から、マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存のインフラをうまく組み合わせ、個人番号カードの活用を基本とすることが合理的である。

導入の初期費用や運営コストを精査しつつ、保険者・医療関係者と協議・検討を進め、平成30年度から段階的に導入し、平成32年までに本格運用を目指す。円滑に導入できるよう、本格運用までの間に、一定期間のテスト運用も実施する。

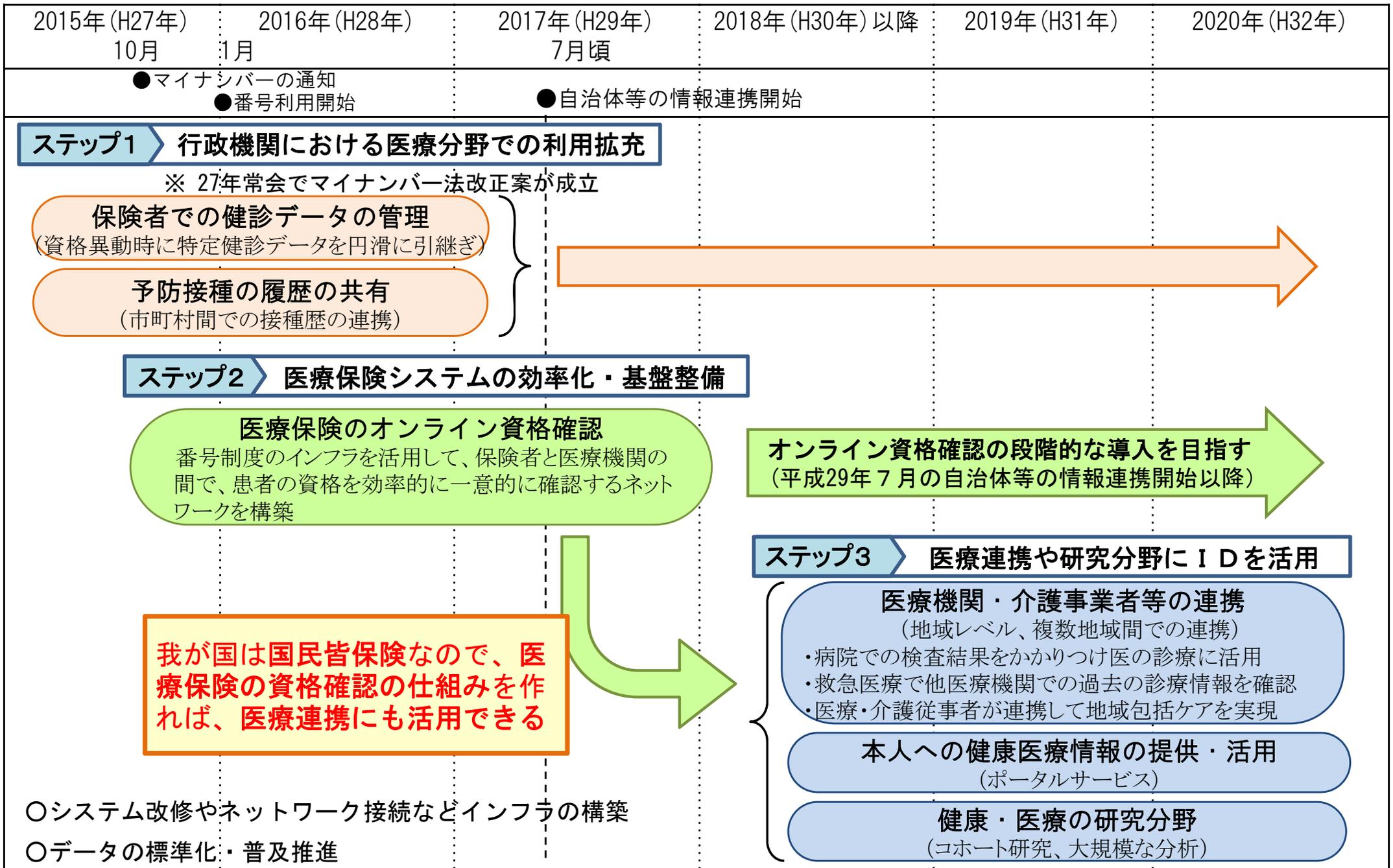
### 3. 医療等分野の情報連携の識別子（ID）の体系、普及への取組

- 医療等分野の情報連携に用いる「地域医療連携用ID（仮称）」は、オンライン資格確認と一体的に管理・運営するのが効率的であるなど、支払基金・国保中央会が発行機関となることに合理性がある。「地域医療連携用ID（仮称）」は、患者本人を厳格に確認した上で利用する観点から、個人番号カードによる資格確認したときに、保険医療機関等に発行する仕組みが考えられる。
  
- ただし、個人番号カードを持たない患者も医療連携は必要であり、過渡的な対応として、現在の保険証番号に代えて、保険者を異動しても変わらない「資格確認用番号（仮称）」を健康保険証で読み取るなど、個人番号カードがない場合でも資格確認できる仕組みを用意すべき、との意見があった。

一方、公的個人認証の仕組みは安全・確実に本人確認を担保できるが、個人番号カード以外の方法はなりすましを完全に排除できないので、安易に他の方法をとるべきではない、との意見があった。
  
- 国民自らが医療情報を活用する目的や意義について成熟した理解も必要であり、教育の場を含め、様々な機会を活用して、国民への周知に取り組むことが求められる。本人の健康や受診歴も把握できるポータルサービスなど、国民自身がメリットを享受できるような仕組みにつなげていくことで、医療・介護の効率的な提供や保険財政への国民の理解と納得が浸透していくことが期待される。

# 医療等分野における識別子（ID）の活用（イメージ）

○ 医療等分野の識別子（ID）については、マイナンバー制度のインフラと既存の医療保険のインフラをうまく活用して、効率的で安全な情報連携のインフラを整備していく。

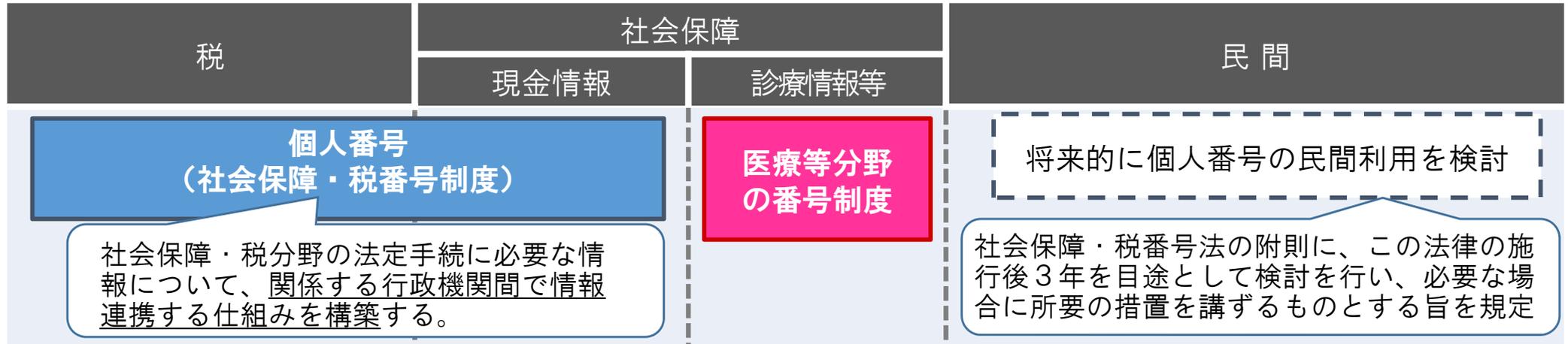


- システム改修やネットワーク接続などインフラの構築
- データの標準化・普及推進

# マイナンバー制度でのマイナンバーの利用範囲について

○ マイナンバー制度は、行政機関等が保有する情報を情報連携の対象とし、社会保障・税・災害対策の分野で利用することとされている。

(※) 番号制度の創設時の検討過程（平成23年6月政府与党社会保障税番号大綱）では、医療情報は機微性が高いので、医療分野は、マイナンバーとは別の番号とする整理とされた。



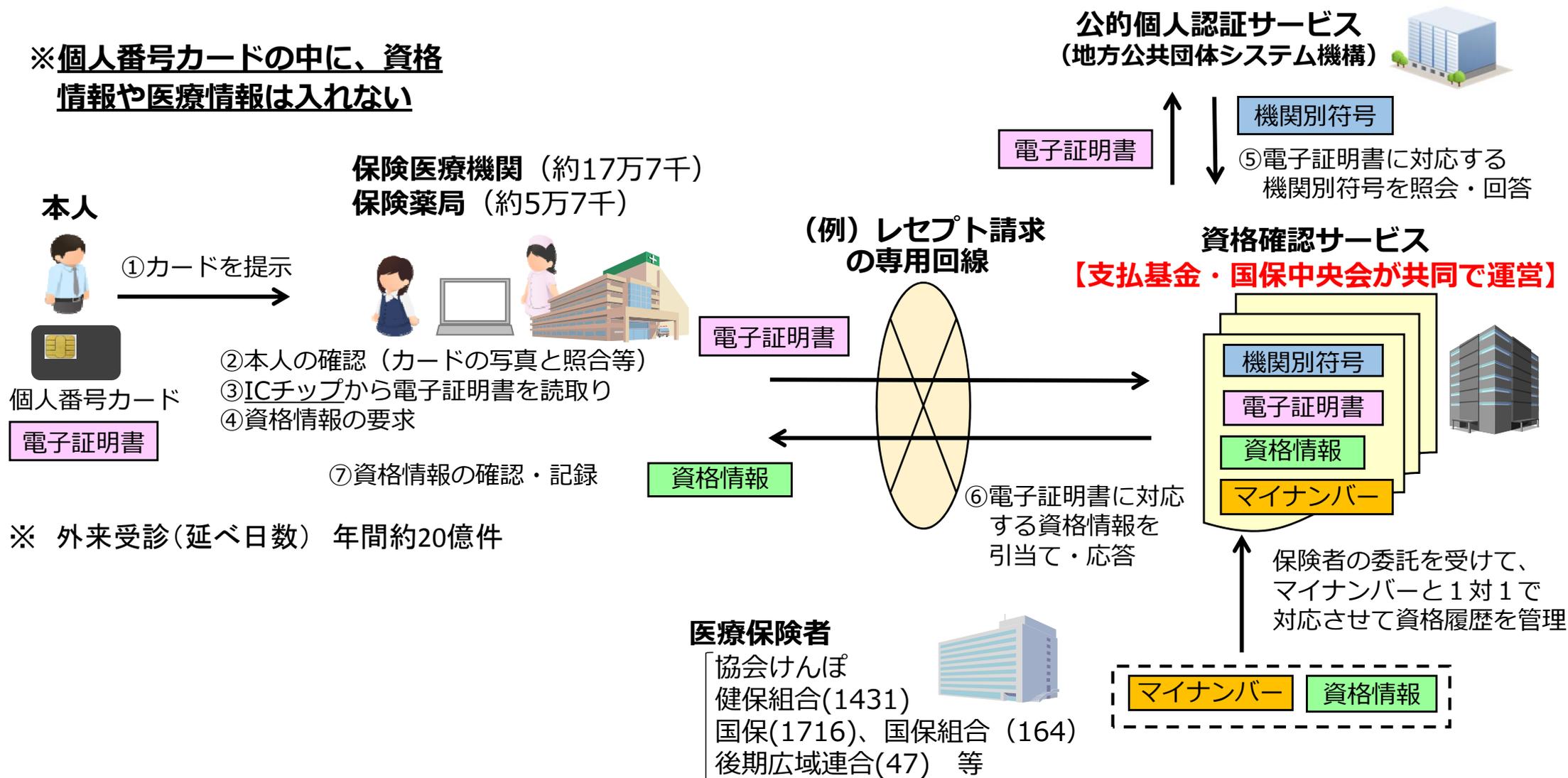
## ○マイナンバーの利用範囲（番号法別表）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

社会保障分野	年金	<b>年金の資格取得・確認・給付に利用</b> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	<b>雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用</b> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	<b>保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用</b> ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用	
災害対策	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用	
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

# 医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存のインフラをうまく組み合わせることで、安全で効率的な資格確認の仕組みを整備することができる。
- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービスを運用する社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会に資格情報の照会・確認を行う。

## ※個人番号カードの中に、資格情報や医療情報は入れない



※ 外来受診(延べ日数) 年間約20億件

# 医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ

※支払基金の機関別符号と1対1になる「キーとなる識別子」から医療等分野のIDを生成  
 ※IDの発行機関等の仕組みは、関係者と協議しつつ検討

## 公的個人認証サービス

地方公共団体システム  
機構（J-LIS）



1対1の関係



マイナンバー

住民票コード

電子証明書

住民票コードを  
変換して生成

利用機関ごとに異なる  
機関別符号を発行

社会保険診療報酬支払基金・  
国民健康保険中央会



支払基金(医療保険)  
の機関別符号  
見えない電磁的符号

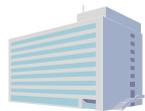
支払基金・国保中央会  
の中で1対1で管理

キーとなる識別子  
見えない電磁的符号

キーとなる識別子は  
原則として変更しない

医療保険の加入者  
の資格情報

医療保険者



協会けんぽ  
健保組合(1431)  
国保(1716)、国保組合(164)  
後期広域連合(47)等

資格確認用番号(仮称)  
見える番号

保険者を異動しても変わらない見える番号。  
従来の被保険者番号に代えて、保険資格の  
確認やレセプト請求等に用いることを想定。

地域医療連携用ID(仮称)と  
各ネットワークの管理用のIDが  
システムで1対1で対応して管理

ネットワーク間の情報連携に活用

地域医療連携用  
ID(仮称)  
見えない電磁的符号

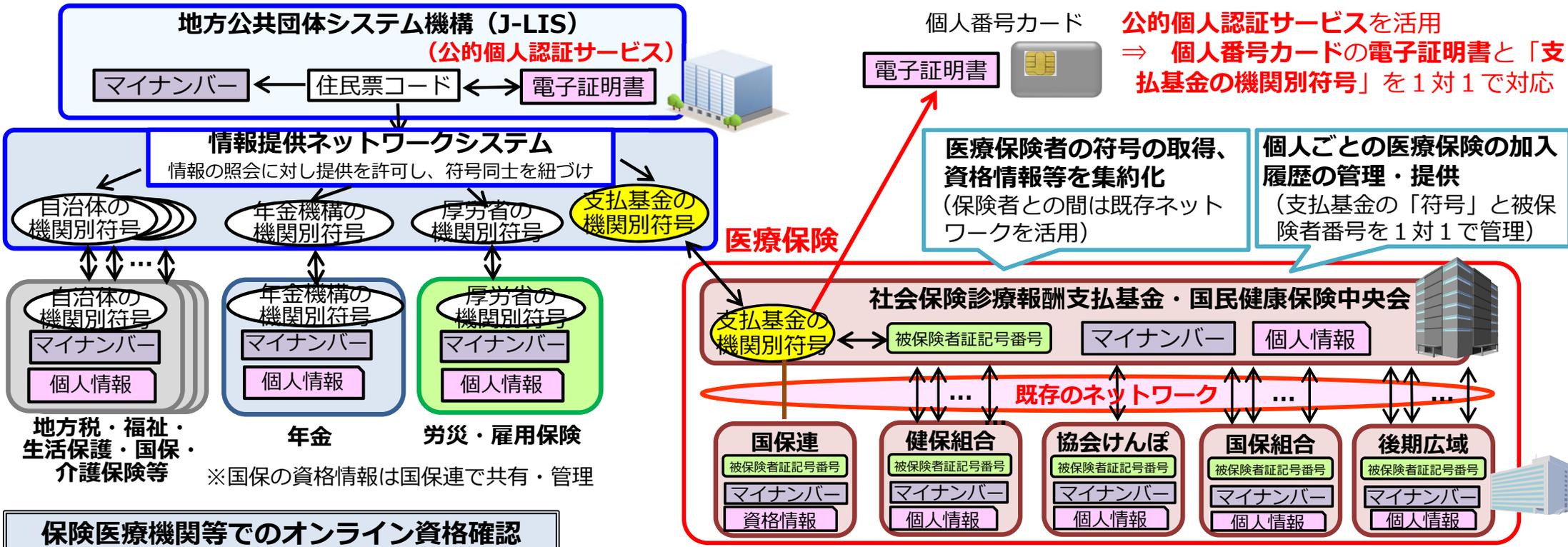
データ収集に用いる  
識別子(ID)

地域医療ネットワークA  
の管理用のID

地域医療ネットワークB  
の管理用のID

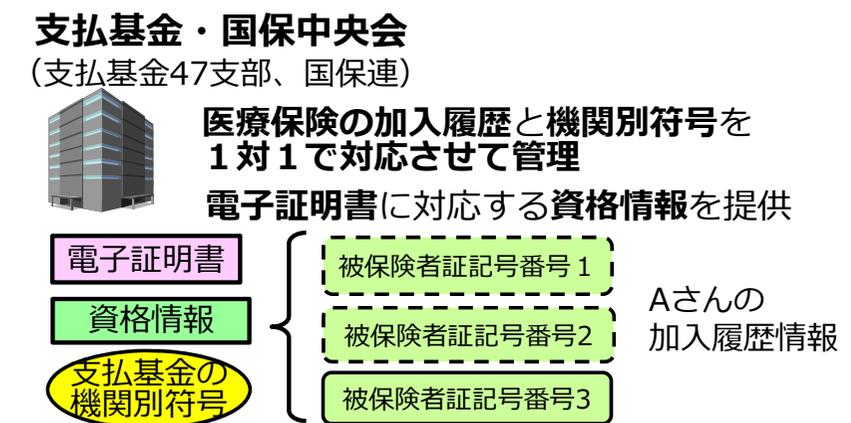
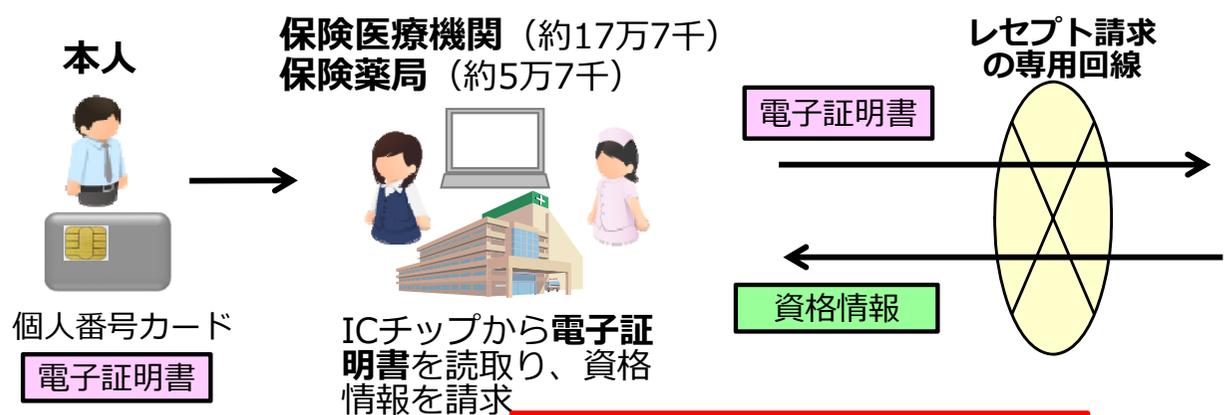
地域医療ネットワークC  
の管理用のID

# マイナンバーのインフラを活用した医療等分野の識別子（ID）の体系のイメージ



個人番号カード 公的個人認証サービスを活用  
 ⇒ 個人番号カードの電子証明書と「支払基金の機関別符号」を1対1で対応

## 保険医療機関等でのオンライン資格確認



**オンライン資格確認の仕組みを活用して、医療保険分野で一意的に本人を識別できる識別子（ID）を、保険医療機関・保険薬局に提供すれば、情報連携や研究分野で活用できる**

## 医療等分野の識別子（ID）

1対1で対応  
 保険者を異動しても変わらない識別子の役割  
 【個人番号カードの電子証明書と一意的にも対応】